

疑義照会簡素化プロトコール 合意書

聖隷浜松病院の院外処方箋における疑義照会簡素化の運用について下記の通り合意した。
当運用は、患者の利益を最優先とし、保険薬局薬剤師が十分な説明を行い、同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋における疑義照会の運用について

聖隷浜松病院の院外処方箋に関して、別紙の「保険薬局薬剤師による院外処方箋に関する疑義照会簡素化プロトコール」に基づいて、疑義照会を簡素化する。

2. 開始時期について

_____年_____月_____日より開始とする。

3. 運用の修正および中止について

運用に問題が生じた場合や患者に不利益が生じた場合には、聖隷浜松病院 病院安全管理委員会の判断のもと、運用の修正や中止を行う。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

聖隷浜松病院 _____ 印

保険薬局名 _____ 印